

第50回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

令和5年9月6日（水）午後2時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマに関する意見交換

別紙第2のとおり（資料の添付は省略）

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

令和6年2月27日（火）午前10時

(別紙第1)

出席者

委員	芦	田	英	厚
同	市	本	昭	彦
同	河	本		英
同	島	崎		剛
同	竹	下	美	保
同	田	代	滉	貴
同	谷	口		豊
同	鶴	岡	良	孝
同	濱	田		弘
同	松	本		朗
同	真	鍋	麻	子
同	水	舟	雪	枝
同	米	山	毅	一郎

(五十音順)

(別紙第2)

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

最初に、裁判所から「広報行事」について御説明させていただきます。

(裁判所からの説明)

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

裁判所の広報行事について、全ての委員の皆様にご発言いただきたいと思
います。

本日の意見を伺いたい事項として3点示されております。

1点目が「裁判所がコロナ禍以降実施してきた広報行事についての気付き
の点」についてそれぞれの職域で特に気が付いた点の御指摘を賜ればと思
います。

2点目が「国民の視点から考えて裁判所が行う広報行事についてはどのよ
うなニーズがあるか」について、今回の事前の説明で、3つの目的が示され
てそれぞれのニーズについての具体的な取組が紹介されたわけですが、それ
以外にも何かニーズを考えられているようなことがあれば御指摘いただけれ
ばと思います。

3点目が「各委員の所属母体で広報行事を開催する際の周知方法につい
て」、知見を御紹介いただければ今後の参考になるかと思われま

まずA委員から御意見を伺ってよろしいでしょうか。

A委員

私の所属母体で議論されていることや、実施していることの御紹介などをしたいと思っております。

1つ目です。コロナ禍以降に実施してきた広報行事ということでコロナ禍でオンラインが普及しているなかで、これをいかに組み合わせていくかという課題があります。裁判所も一緒かも知りませんが広報予算を増やすことはなかなか難しいので、県では紙媒体をやめて一定程度デジタルに移行するかという議論がなされています。

それから2つ目の、国民の視点から考えた広報行事のニーズという話ですが、やはり裁判所の中で手続がどう進んでいくかは国民の関心があるかなということで、中身を見てもらわないとなかなか利用する意思が進まないのではないかと思いますので、体験型の行事は大変いいことだと思います。今回御紹介いただいた行事を見るとスポット的に行っているようなので徐々に行事の回数が増えていけばいいかなと思ったところです。

3つ目の周知方法ですが、プレス発表を県でもしておきまして、報道機関に取り上げていただけるように、発表する際は、目に留まりやすいような発表の仕方を心がけているところです。

また若い世代の啓発という観点からは、教育委員会と目的を密にして、同じ方向を向いて行事を進めることが大事かと思えます。こちらから教育委員会に出向き、こういう目的で行事をやりたいですと協議して、教育委員会の理解を得られれば、各学校にチラシを配布してもらい、学校の掲示板に貼ってくれるといったこともあると思います。

最後ですが、私の所属ではツイッター（X）を5年ぐらい前に広報の活動のために始めました。消費トラブルなどの情報提供をする役割があり、注意喚起の情報とともに行事があるので来てください、ということも広報しています。

B委員

私どもも今ホームページを作らないといけないなと考えていますが、年齢が高い方が多く、SNSやホームページに関してなかなか理解が進まず、検討中です。本人自身で発信されている方はいるのですが、団体としてホームページやSNSのアカウントを作った場合に、どう運用するかという問題も出てくるので、この辺りが問題となっています。

それから2番の体験型行事について、私の周りに、昨年実際に裁判所の行事に行かせていただいた方がいらっしゃって、とてもよかったという意見を聞いています。Webとかでもいいのですが、実際にいろんなことに接触して、そこで目の当たりに見るというのはすごく新鮮でよかったみたいです。

C委員

私は弁護士会に所属しておりますので広報行事としては裁判所と似たところが多いのかなと思っております。1、2、3と意見を伺いたい事項とありますが、3の周知方法に関して、弁護士会がイベントを行うに当たってどうしているかを御紹介したいと思います。

1つは、弁護士会もウェブサイトにはホームページを持っておりますので、そこに載せるということで、これは裁判所もされていることだと思います。ただ、ウェブサイトのホームページというのはもともと興味がある人しかなか見ないというところもあるので、いかに広く知ってもらおうかということだとホームページに載せるだけではちょっと物足りないのかなという感じでした。

あとは、イベントごとのチラシも弁護士会では作っております。弁護士会はある程度予算を取って、デザインと印刷も業者に発注しておりますので、それなりのクオリティのものができていますが、お金もかかっているというところがございます。

チラシを作って、今度はどこに配布すればその効果があるのかということ、これもなかなか難しい問題でして、裁判所だと図書館とか公民館に置いてい

ただいているということでしょうか。弁護士会がどこに配っているか私はちょっと広報関係に詳しくないのでそこまでは把握しておりませんが、決まったところに送ったりしているものと思っています。ただ、これも一方的に送りつけるだけだと向こうの協力がどこまで得られるのか分かりませんので、弁護士会は広報とは別に法律相談センターというものを各地に設置しております。毎年年度初めにそれぞれの市町村に挨拶回りに行くようにしております。挨拶に行って、「こういうチラシもあるので置いてください」とお願いして置いてもらったりしております。

あとはイベントを実施したときに、弁護士会でもアンケートを実施して、「今後同じようなイベントがあるときには案内を希望されますか」ということを聞いて、希望するという方にはダイレクトメールを送るということをやったりもしております。

D委員

私は裁判所内の人間でして、当庁では広報委員もしていたのですが、具体的な広報行事への参加自体はしていなかったもので、ほかの庁で経験したところも踏まえての発言になります。これまでやってきた経験からいいますと、人に来ていただくのに苦労していたというか、周知するのに大変いろいろ苦心してきたという記憶がございます。お話がありましたホームページがありましても、もともと興味がある人であれば来てくださるけれども、そうでない層にも浸透させていこうかというのは苦労してきたところです。そういう意味でいうと小学生の皆さんなどを対象にする夏休みの行事というのは宿題のニーズとといいますか、参加者のニーズと合致するところを何とか探していくという感じで苦労してきたところかなというふうには思います。今では、周知方法がSNSですとかもありますので、もし可能であれば検討するのも有効なのかなとは思ったりしています。

国民の皆様のニーズからすると、利用者目線の行事にニーズがあると思っ

ています。こういう手続があるけど、どう利用したらいいのかということ
をきっと求めていらっしゃるのかなと思っています。

また、裁判官としましては法教育的な観点からの行事にはとても興味があ
ります。これまでも学生さんですとか、中学生・小学生を対象に学校からの
見学の際にいろいろ御説明するという事に携わらせていただいたことがあ
りますけれども、そういったところで大きな意味で法教育というか、こうい
う世界があつて皆さんの生活にもとても密接に関係しているものだというと
ころを浸透させていきたいと思っていますところです。なかなか地味な作業と
いいますか、華々しく大きなことはできないところはありますが、一つ一つ
小さい行事でも積み重ねていけたらと思っています。

E 委員

1、2を交えたような意見になります。このたびは広報行事についてとい
うことでの意見交換ですが、広報されるということは、裁判体のことを広く
国民の皆さん、県民の皆さんに知っていただいて、それが例えば、社会課題
の解決に役立つ司法であったりとか、困っている人に寄り添うという司法で
あったりとか、質の高い司法であったりとか、そういうところに結びついて
いけば一番いいのだろうなと思っています。そのために広報というのは、
やはり「知っていただく」ということが大事だと考えます。先ほど、高校に
今後個別に案内チラシなりを持っていかれるという御説明に少し驚きもあり
まして、当然なされているのかなと思っています。

広報にはいろんなやり方がございますけれども、私どもで普段いつも考え
ているのが、「お子さんをつかまえる」というのが非常に効果的だと思っ
ております。お子さんは非常に関心や好奇心を持っていますし、何よりもお子
さんが出て活躍する場があれば、親御さんなり保護者の皆さんも関心を持っ
てついて来られます。そのための活動として「キッズ法廷」であったり、
「ジュニア法廷」であったり、学校現場に出た広報活動であったりが非常

に有意だと感じております。

そのキッズ法廷であったり、ジュニア法廷であったりというのは私も拝見したことがあります。非常に中身もあって筋書きのないドラマでもあって、私どもも少し反省していますが、いつも、こういった行事が開かれました、という短い原稿しか出していない。ところがほかの全国紙さんなんかは子供たちの一問一答のやり取りを結構リアルに新聞紙上で紹介していたりして、結構読ませる内容だったりします。そういう意味でも参加した子供たちは本当に関心を持って取り組んだことが紙面から伝わるなと感じておりました。

回数を増やしたら大変かもしれませんが、例えば、リアルタイムのオンラインで見る機会があってもいいと思いますし、広報に積極的に打って出るのであれば、Y o u T u b e であったりとか、一定期間外の媒体に流していくとか、そういうこともあっていいのではないかと思います。親御さんの了解を得たりなど手続は大変かもしれませんが、せっかくコロナ禍でオンラインが一般的になってきていますので、そういった方法を取るのもよいのではないかと思います。

先ほどからもお話が出ておりましたSNSについても若い世代には必須のものでありまして、そこでバズるかどうかが非常に大きなポイントになっていると思います。興味深い試みをされているので、多くの方に見ていただけるような方策があってもいいのではとっております。

それからもう1点、最後3つ目の広報行事をする際の周知方法についてですけれども、我々新聞も最近動画をくっつけてW e b 上で公開していることもあります。やはり動きがあるものが報道陣からすれば非常に好まれると思います。写真でいえば「映える」といいますが、見栄えがする、動きのある試みでありましたら、なお取り上げやすいのではとっております。

私どもの立場から言えば、何度も申しますが子ども子供たちの法廷でのやり取りであったりとかは非常に取り上げやすく、読者の皆さんに興味を持っていただけるような試みだと思っておりますので、ぜひ充実させていただけた

らなと思っております。

F 委員

広報はやはり手段であって、目的を達成するための広報行事をやっていくことが大切と思っています。検察庁では本来一般的な来庁者が想定されていないところがあって若干異質なところではあるのですが、リクルートのことを考えて学生相手にいろいろ広報活動をするを考えながらやっています。

以前の庁での話になりますが、公判部で副部長をやっておられて、裁判員を経験された方との意見交換会に参加した際の、裁判員をされた方からの差し支えない範囲での話をしますと、「やはり職場から仕事を休むに当たり、裁判員ってどんなことをするのか、ということについて理解がまだまだ得られていません」といった話が出たときに、司会役の裁判官が「やはりコロナ禍でいろいろ広報活動が若干下火になっていたところがあるので、今後ギアを上げていかなければいけないと思う。非常にいいきっかけになった」というお話をされておりました。裁判員裁判に関しては、検察庁としてもしっかりと広報していかなければいけないことの一つでございますので、そういった観点からは、岡山地裁でやってらっしゃる裁判員裁判の出前講座ですとか、キッズ法廷は非常にいい取組だなと感じました。この8月に報道されたものを見まして、よい取組をやっておいでだなと思いました。もし検察官派遣の必要がありましたら前向きに対応したいと思っております。そういったことをしっかりやっていらっしゃるのには本当に素晴らしいと思いますし、我々検察庁としても出前授業や、岡山大学で模擬裁判をやったりなどしておりますので、参考にさせていただいたり、また必要であれば連携・協力させていただけたらと感じている次第です。

3番目の周知方法というのは、検察庁もいろいろ悩んでいるところです。ホームページでの広報ですとか、犯罪被害者向けのパンフレット類といったものは置いているのですが、積極的に配るというところまではできていない

中で、課題だと思っているところです。

G委員

1 番目と 3 番目について御意見したいと思います。

まず 1 番目の広報行事についてですが、弊社では基本的に 5 類移行とともにほぼ対面で行っています。対面とオンラインの差については、私が思うに対面の素晴らしさというのは、アクションを起こしたことに対するリアクションが見えることにあると思います。例えば、広報活動をしていければ、対面でやると反応があるのでその喜びや仕事のやりがいにも繋がります。対面では、オンラインと違って反応が見えるので、このやり方はちょっと違うかなとか、このやり方の方がいいかなといった対応もできるので、対面をかなり押しやっております。せっかく同じ時間を使うのであれば、広報活動においてもやるべきは対面ではないかなと思います。先ほども説明したとおり、開催する側の喜びというところも感じてあげればいいのかと思います。

それと、先ほどから資料を頂いている中で、数値目標といますか、改善目標といますか、何がゴールかがあまり見えないなと感じました。例えば、ホームページのビューを増やす目標であるとか、応募が 40 名の枠に対して 4 倍、5 倍の応募を目標にするであるとかがあると思います。そうすると、実施後に、応募の枠を広げようかとか、開催数も増やそうかといった形で振り返りができるのかと思います。弊社ではそのような形で P D C A を回すような形を取り、反省会も含めて、イベントに対して取り組んでおります。

3 点目、広報行事を開催する際の周知方法ですけれども、弊社ではホームページや、若い方の集客ではインスタグラム、それから L I N E のお友だち登録や、少し前だとフェイスブックを利用していました。また、社内の掲示板では、どうしても電子が見えづらいという方がいらっしゃるの紙の掲示も活用しています。それから、新しいオフィスを設けたのですが、そこではサイネージを使っております。社外への広告という意味合いでいうと、L I

NEや、御了解いただいた方にタブロイド紙を直接郵送で送っております。どうしてもLINEやメールですと読み飛ばされてしまうことがありますので、紙の部分をうまく活かしながらやっております。最近ですと、先ほどもお話がありましたが、動画コンテンツの拡充を少しずつ進めています。私どももどちらかというところ集客よりはリクルートに強い効果がありますので、仕事をうちに選んでいただいたときに、どのような職場で仕事をするかといった部分を少しでもPRできるように、10分弱ぐらいの動画コンテンツを作って、どんどん広げていっています。それに合わせてQRコードからアクセスできるようにしております。

あと先ほど、岡山地裁のホームページも見させていただきました。更新頻度は月2度から3度ぐらいなのかなと思っていて、更新はなかなか結構大変ではないかなと思いますが、更新を上げることによって検索でも引っかかってくるということもありますので、周知方法としてはすばらしい活動ではないかなと思います。

H委員

私も弁護士としてここに参加していますが、弁護士としての立場から若干申したいと思います。

「国民の皆様からの視点から考えてどういうニーズがあると思いますか」ということで、先ほどのパワーポイントの資料、特に一宮高校の参加者が回答されたアンケート結果を見ていますと、刑事裁判の仕組・手続、もしくは民事裁判の仕組み・手続に結構票が入っているなと感じました。私も日頃、法律相談を受けていて、私たち弁護士のところに来られる方々というのは、実際に自分がこういう法的紛争に巻き込まれてしまったというような状態で来られるわけですが、まず第一声、「私はどうなるんですか」とか、「この事件はどうなるんですか」という質問から始まるわけですね。こういった方には、法律があって、その法律が適用されるにはどういう事実関係が必要で、

どういう事実関係があったかの判断をするための証拠があるのか、ないのか、その証拠をどうやって探すのか、とった話をしております。要するに、証拠から事実認定をして、認定した事実を法律に当てはめて結論を導くといった話になるわけですが、国民の方はそういったことにも非常に興味があるのではないかなと思います。最近ではドラマや動画、インターネットサイトでいろんな情報も飛び交っているわけですし、刑事裁判の仕組み・手続、もしくは民事裁判の仕組み・手続について、「証拠をどうやって見つけるのかな」とか、「どういう証拠が実際には評価されているのかな」とか、少し小難しい話も含めて、個人的には国民の皆様のニーズというのはそういったところにあるのかもしれないなと感じました。

もう1点非常に強く思うのが、アンケートによると、裁判員経験者の経験談への関心は群を抜いて高いわけですが、それは当然だと思うんですね。ここにこれだけ票が上がっているということは、裁判員候補者の方が経験談を気軽にお話しできる環境にないのだろうなということが想像できるわけですが、これはやはり裁判員経験者の方に課されている守秘義務の問題とっております。当然、評議の中身を言うてはいけないのは当たり前だと思いますし、プライバシー保護ももちろん要りますが、かといって裁判員経験者の方がいわゆる守秘義務の範囲を外れたもの、要は公判で出ている話の内容であるとか、もしくは一般的な裁判員経験者としての手続のその説明であるとかは、少しでも漏れてしまうと守秘義務違反になるというところが裁判員経験者の方からすれば非常に怖いと思うし、裁判所のほうでもかなりそこは慎重なケアをされているのだろうと想像はするのですが、広報という意味で裁判所が管理するツールで発信できるものというか、裁判所がきっちりと守秘義務の範囲を判断して、守秘義務に反しないレベルで裁判員経験者の方の経験談をPR、企画してあげるとかですね。なかなか裁判員経験者の方が自分たちの判断で、これは守秘義務に反しないから話そうとか、ここは守秘義務に反するからやめておこうとかいった判断も難しいと思うんですね。そうする

と、口を閉ざしてしまおうというふうに流れがちなのかなと、今日のアンケート結果を見ても思いました。これはずっと昔から言われていることでして、裁判員をした方が、その事件について口を開かない。開くほうがリスクがあるのでできないという話なのかなというふうに理解をしています。

所属母体での周知方法で参考になるという点ですが、C委員からもさっきお話がありましたが、私が知っているのは、弁護士会でも小学校・中学校にいじめ予防授業とか、選挙に行きましょうというような話も含みますが、主権者教育であるとか、障害者教育、あと憲法関係など、各関連委員会から講師派遣をしています。先ほど裁判所のほうでも、裁判官を派遣して出前授業をしたという話がありましたが、似たようなことは弁護士会でもしています。

これは広報という話でもないのですが、年に1回、大きな集会をしています。大体300人とか400人とか集まることが多いのですけれども、今年度は「カルト規制と被害者救済」ということで、東京から弁護士さんをお呼びしてやっています。これは年に1回、弁護士会の肝煎りでかなり予算を組んで、弁護士会の活動の中で、その企画を担当する委員会が企画を決めてですね、ちょっと有名な人をお呼びしてその法的な知識であるとか、今後の展望であるとか、そういったものを県民・市民の皆さんに発信しようということをやっているものがあります。

周知方法についてですけども、弁護士会もホームページを持っていますが、やはりホームページというのは待ちの広報というか、興味を持った人しか来てくれないという側面があるのですが、弁護士会は今年度からか昨年度からだったか、試験的にYouTube動画を作っています。これは5秒とか10秒とかの最初に流れるYouTubeの広告動画を出しているようです。今ちょっと見てみると数万回程度は視聴されているので、5秒、10秒の短い「交通事故が起きたら弁護士会どうぞ」といったそんなレベルの動画ですけども、そういったことを試験的に始めているということを知っています。

I 委員

まず、この裁判所の広報行事について、うちでちゃんと取り上げているだろうか、今朝、岡山地裁で検索してみたところ、原稿が11件出てきて、9つは裁判関係、そして先ほどお話にもありましたジュニア法廷と出前裁判員制度の講座にはちゃんと取材にお邪魔していてよかったです。

特に今年は「アフターコロナ」だとか、「対面で何年振りの再開です」というのがキーワードになっているので、私たちのニュースとしては今を捉える、毎年やっている行事だけれども、今年はこういうキーワードで取材ができるねという視点でいきますので、広報されるときに今の空気を読んで、キーワードを1つ添えていただけると、新聞もテレビも食いつきやすいと思います。

2番目ですが、広報の狙いって何かなと考えたときに裁判所にもっと身近に行きやすくなるとか、いろんな制度が使いやすくなるとかどうなったらいいのかなって考えたときに、先ほど御説明がありましたけれども、いろんなツアーだとかの行事をされているようですけども、地域に開放してお祭りみたいなこととかやってらっしゃるのかなと。そうしたら予約もなく職員の方と交流ができたりすると、裁判所がもっと近いものになるかなというふうにならうとちょっと考えてみました。実は高松の四国支社で記者をやっていた時代ですね、ちょうど裁判員裁判の立ち上げの頃でして、当時の裁判官がマスコミの人たちを取り込んで、とにかく裁判員裁判がスタートすることを広報してほしいということで交流会もたくさんやりました。私たちも番組で取材に対応していただいたりしてたくさん放送しました。そういった活動の中で、裁判所の人たちが裁判員裁判をPRする垂れ幕だとかを持って丸亀国際ハーフマラソンに出られていて、それを私たちが取材をするんですけども、ちょっとユニークな格好をして沿道のカメラにPRしてくださると、ニュースでも取り上げるようなこともあったので、皆さんが岡山マラソンを走られたらどうなるかなということを考えながら、今朝思い出してしまいました。

3番目ですが、実は私報道アナウンサーとして入って、しゃべる技術もあったもので、弊社の大きなプロジェクトの際に、5年間ほど企業広報というのをやりました。弊社で初めてリリースを出したり、広報に対応するという仕事をゼロから創り上げた経験がありました。たくさんリリースを出して、経済の記者クラブに投げ込んで、新聞さんに書いてくださいとお願いしました。もちろん全部取り上げてもらえると思っは出してないのですけれども、これだけは書いて欲しいときには顔を見て、交流を図った記者にお願いするなどしました。人間関係もできているといざというとき「ぜひこれだけは」、「肝煎りなんだよね」ということが言える人脈も必要かなと思っています。私たち記者としても高松での経験でしたけれども交流会もたくさんやりましたし、そういう人脈をつくるというのは大きいかなというふうに思っております。

J 委員

商工会議所という組織は地域の中小企業や小企業の方々が経営上の抱えている課題を解決するために御相談に来られるところで、セミナーですとか、専門家相談をやっているところですので、利用促進のために当然、広報をしております。必要な人に必要な情報を届けるために、広報誌ですとか、ホームページですとか、メールマガジンですとか、そういうことをやっております。広報担当者がスキルを積みながら、他都市の事例を見ながら一生懸命頑張って届けるように工夫をしたり、あるときは外部からの力を借りたりしてやっております。

実はそういうふうに商工会議所の利用促進というものに力を入れておりますが、今全国の商工会議所の一番の課題は何かというと「商工会議所の見える化」でして、どうやったら商工会議所を理解してもらえるかが問題になっております。多くの商工会議所では比較的縁遠い方でも商工会議所を理解してもらえるようなことを進めていきたいと考えており、先ほどのお話から出

ているように、ホームページで短い映像で端的に紹介をしていくということを中心にやっています。これは、融資や創業支援を実際に受けた方に登場してもらい、こういう融資を活用できて助かりました、こういう指導をいただいて助かりましたという声を短い動画にして、作っていくようなことをやっています。

また、先ほどの中で裁判所のイベントの中に「模擬調停」というのがありましたけれども、もし裁判所が模擬調停の様態を動画として作るとしたら仕組みを全部紹介されると思うんですよね。そうすると大体30分、40分かかってしまいます。我々はそうではなくて、利用者目線から制度を利用した人に登場していただいて、難しい手続なくこんなに簡単にこの問題が解決しました、といった動画を作るだろうなと思いました。

民間の企業に話を移しますと、主力の取扱商品の販売促進、サービスの利用促進のために費用をかけて、そしてスキルを蓄積していきます。また、先ほどG委員が言われたように販売促進だけではなく、リクルートの面でも多額の費用をかけています。どうしてかというと、それが企業が存続するための一番の根底にあるからです。裁判所に話を移しますと裁判所は物を売るわけでもないですし、それから国民の大多数は裁判所とあまりお近づきになりたくないという意識が強いわけですから利用促進も要らないのではということを見ると、やはりもう少し地域から裁判所が見える、そういうことに取り組みされたほうがいいのではというふうに思っています。

そしてE委員が言われたように、若年者が対象の広報活動についてはすごく評価ができると思います。なぜなら、人間、人生経験を積むに従って、新聞報道、テレビ、ドラマ、小説映画の中から裁判の仕組みというのはどこかで分かってきてしまうものでありますが、若年層については、純粋な気持ちで取り組んでもらえるので、若年層を対象にして広報活動をやることに大変意義があるのではと思います。つけ加えさせていただくとすれば、若い方が楽しんで参加いただけるスペシャリストみたいな方を招いて、楽しませなが

らこのイベントを進めることも方法のひとつと思います。以前、岡山城でイベントをやりましたときにちくわ笛を吹ける方を招いて、ちくわ笛を吹いてもらいながらクイズを出して、岡山の歴史、岡山城の歴史を子供たちに伝えると子供たちの理解が進んで、いいイベントになったなと思います。それと同じようにですね、子供を楽しませる方がもしいらっしゃれば、その人に分かりやすく進行してもらおうとイベントもスムーズに行くのではと思います。

K委員

大学では毎年8月にオープンキャンパスを行っているほか、高校生の大学訪問等も随時受け入れています。また岡山弁護士会さんと協力してジュニアロースクールというのも開催させていただいております。

どのような広報活動を行うべきかというのは大学でもかなり重要な問題になっておりまして、特に法学部ですと学部長が自ら高校を訪問したりですとか、学部のホームページ上で「学部長の部屋」という何かお昼の某長寿番組みたいな名前のコーナーを作って法学部の学生の社会貢献活動を紹介したりとか、OB・OGの社会で活躍している方を呼んで話を聞いたりだとか、そういうコーナーをつくって広報活動に日々奮闘しているというところです。皆さんもぜひ御覧ください。

私自身も多少なりに大学の広報に携わっておりまして、そこで考えたこと、ないし思ったことというのを今回2点、お話しさせていただければと思っております。

1つ目がSNSの使用についてです。SNSは先ほどからお話が上がっておりますように、特に若年層への周知方法として確かに魅力的なのかなと思いますが、個人的にはやはりいろいろ検討すべき事項というのが多いのかなと思っております。例えば、どのSNSを使うのか、文字の投稿を主とするものとか、写真の投稿を主とするもの、動画の投稿を主とするもの用途によっていろいろなものがあるので、どれを使うのかという点が1つあります。

2つ目にどのように運用するのかということです。特に個別の問い合わせに、そのアカウントで応答するかどうか、仮に応答するとして、どのような形で応答するのか、あるいはどの範囲で応答するのか。また誰がどの端末でそのアカウントを運用するのかということも問題になるかなと思います。このあたりの戦略をきちんと固めないまま見切り発車でSNSを始めると下手にリスクを背負い込むだけなのではないのかなと個人的には考えているところです。日常的にSNSを使っている側からすると、脇の甘いアカウントというのは正直すぐ分かるので逆にネガティブな印象を与えかねないのかなと思っておるので、仮に使うとすれば、やはり慎重にというところが大事なのかなと思っております。

また、これは私が模擬授業等で話すときに心がけていることですが、例えば、こちらで何かイベントを開催し、それに希望者に来てもらう場合は、そのイベントに来てくれている人は、何かしらこちらの話に興味を持ってくれている人ですので、そのイベントの主目的はその興味・関心にどの程度応えるか、その参加者のニーズにどれだけ寄り添えるかということになるのかなと思っております。これに対して、こちらが先方に出向いて講演等を行うという場合は、そもそもこちらの話に必ずしも興味がない人というのもおられるわけですので、この場合はそういう人にどれだけ興味を持ってもらえるかということが大事になるのかなと考えております。このようにやはりそのイベントの趣旨に応じて話し方とか説明の内容という戦略も変わってくるのかなと思うので、裁判所の御説明にもありました、どれだけ説明を平易にするかですとか、どのような事項を取り上げるかということについても、やはりこちらが何かイベントを開催して来てもらうのか、こちらのほうが出向くのかというところの違いを踏まえて考える必要があるのかなと思います。対面にするか、オンラインにするかというところも、もしかしたらこの辺と関わってくるのかなと考えているところです。

L 委員

私は裁判官になって相当の年月が経ちますが、この広報というテーマが前進したのは、裁判員制度の導入が非常に大きかったかなというふうに思います。それ以前は憲法週間行事などもありましたけども、意識的にここまで裁判所全体の広がりをもってはやってこなかったかなと思っているところです。

皆さんのお話をお聞きしていて、今日議論をお願いしたテーマが広報というのは裁判所への信頼を高めるということを目的として、一般的な広報という角度からの御意見をお願いしていたところもあって、そもそも非常に難しい問題をお願いしているところです。集客やリクルートのためだとかとはまた違う角度で何かないでしょうかということも議題とさせていただきました。裁判所の信頼を高めるという目的のもと、裁判所の制度としてこういうものがあるよということを国民の皆様により分かっていただくため、制度を浸透させる方策を議論いただいて、その手段として、お伺いしたとおり若年層への法教育というところですか、あるいは裁判員経験者の経験談などの非常に関心の高い分野への対応とか、そういったことにあるのかなと思っておりました。もっとも、裁判所の広報行事としてどういった内容までなら許容されるだろうかという問題も考慮しなければならず、先ほどから出ておりますキッズ法廷というのがありまして、これは各地でいろんなことをやっているのですが、岡山地裁では模擬裁判などを行っています。ほかの裁判所では逮捕状を作るといった企画があるようですが、そういう目立つような、話題性のあるような内容と、裁判所としての立場とのバランス取りが結構難しいなと思ってはいるところです。先が見えない話で恐縮ですが、こういった内容であれば許容されるというような感覚的なところについて、何かさらに御意見があればお聞かせいただければ、本当にありがたいなという気がしております。

委員長

はい、ありがとうございました。

それぞれの委員から職域や個人的な知見に基づいて様々な広報活動の改善点等や、あるいは実際やってきたこと等の紹介等してもらったわけですが、最後にL委員が言われたことを受けまして、既に御発言いただいた以外のことで、今やっている裁判所の一般的な広報活動の内容以外で、このようなことをやったらどうかと、ここまではやってもいいのではないかというような御意見をもう一度御発言いただけるでしょうか。

H委員

先ほど私が発言する番で少し申し上げたつもりではありますが、私が強く思っているのは2つです。

弁護士のところに法律相談に来られる市民の方々の反応を見ていると、何か裁判所は精密なコンピューターで、私の事件だったら必ずこういう結果が出るはずだといった姿勢で来られる方が多いように感じています。やはり裁判官だって人間ですし、そもそもどう裁判が行われているかと言えば、まず法律というルールがあって、その法律のルールの中でどういう事実関係があれば、その法律が適用されるかという当てはめがあって、さらには事実関係があるかを裏付ける証拠というものがあって、証拠をどういうふうに見るかというような、そういうお話になります。言葉としては非常に難しい話になってしまうかもしれませんが、日常生活でもルールがあり、そのルールをどうやってみんなで守るか、ルール違反があったらどうなるかといった話まで砕いてお話をすることはできるのではないかなと思います。そういった法的な物の考え方、物の捉え方のような話は、むしろ裁判官が日々されていることだと思うので、テーマにしてもいいのではないかなと思います。

もう1点、やはり思うのは裁判員経験者の経験談です。裁判員経験者の方々は守秘義務との関係もある中で非常に難しい問題もあり、広報や情報共有を社会に発信すべき情報の取捨選別というのは裁判所がフォローしてあげ

るべきことなのかなというふうに常に思っています。

K委員

私は、あくまで高校生とお話ししたときの感覚なのですが、そもそも自分が紛争に巻き込まれたら、そのややこしいもめ事に巻き込まれたらどうすればいいのかというところについて、そもそもイメージがないというのがあるのかなと思っております。これは高校生に限らず、一般の方も結構そのような方は多いのかなと思っております。この点については、2つの点で説明が必要なのかなと考えているところです。

1つ目は、裁判所というのをそもそもどういうふうに使えばいいのかという、その利用方法についての話です。これは今、裁判所が説明されているような制度とか仕組みの説明でこと足りのかなと思っております。

2つ目、こちらのほうがむしろ大事なかなと思っておりまして、何かというと、裁判所に助けを求めたとして実際に紛争がどういう感じで解決されていくのか、紛争がどういうふう処理されていくのかという、その中身の話です。この点については、多分、皆さんは一般的なドラマのイメージしかないと思うんですね。双方の当事者がまさにドラマチックに話や演説を繰り広げるといった感じのイメージしかないと思いますので、実際、裁判所の中でどういうことをされているのかというところについて、もう少し突っ込んだ広報ないし説明が必要なかなというふうに思っております。例えば、キッズ法廷ですと有罪か無罪かという結論だけではなくて、有罪という結論に持っていくに当たって、どこに注目して、どういう判断をしてというプロセスがあるのか、多少難しい話になっても問題ないと思うので、その点についての突っ込んだ説明が要るのではないかなと考えているところです。

委員長

ありがとうございます。ほかにどなたかございますか。

本日のテーマが裁判所における一般広報の目的を踏まえた上での広報活動は今後、どうあるべきかについて、いろいろ御意見を出していただいたわけです。

既になされている広報活動の目的、そして実際にその目的に応えるために何をしてきたかということは最初に裁判所のほうから説明があり、そこでは非常に目的が明確にあって、そのためになされている取組自体の内容は、内容自体は問題なく、引き続き取り組むべきだと考えます。一方で、広報行事の方法について、何人かの委員が共通して指摘しておられたのは、オンラインやSNSの積極的な活用についてです。また、興味・関心の高い裁判員制度の裁判員経験者の経験談を聞くことを望んでいると思われるので、それに対して守秘義務の問題もあることから、裁判所がイニシアチブをとって、その経験談を聞く会を行ったらどうかといった御意見もございました。

また、お子さんを呼べばその御家族も巻き込めるといった御意見もありました。そのための方法論としては先ほども言ったオンラインやSNSの活用が有効と思われます。一方で、オンラインにだけ頼るのではなく、対面、参集方式は、参加者の反応が分かりやすいといった利点が挙げられ、依然として残すべきだろうという御意見もございました。

いろいろな職域で御活躍の各委員の皆様が忌憚のないところを述べていただき、この場で何かまとめるということは適切ではないと思います。具体的な提言があったと思いますので、あとは裁判所のほうで整理していただき今後活かしていただければと思った次第です。

(別紙第3)

【次回のテーマに関する意見交換】

委員長

次回のテーマですが、委員の方で何か御意見はございますか。

裁判所からは、近年の光熱費の高騰や物価上昇等によって裁判所の財政状況を取り巻く環境変化が著しい状況を踏まえ、「経費抑制について」をテーマとして取り上げてはどうかという意見が出ていると聞いています。このテーマでいかがでしょうか。委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは次回、「経費抑制について」を取り上げたいと思います。